令和5年度 匝瑳市人・農地プラン策定検討会 資料

匝瑳市人・農地プラン策定検討会 会長の選任について

	会長	
団体名(役職)		
氏 名		

協議事項1 地域計画について

(1) 地域計画とは

改正された農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に施行され、この中で、 地域での話合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定 めることが明記された。これを受け、匝瑳市においても、現状の「人・農地プラ ン」を令和6年度末までに「地域計画」に移行する。

年度	名称	策定数
H 2 4~R 1	人・農地プラン (当初)	1 (市全域)
R 2~R 6	実質化された人・農地プラン	12 (小学校区)
R 7~ (予定)	地域計画	12 (予定)

(2) 地域計画策定に向けた進め方及び工程等

1	協議の場の設置、協議結果の取りまとめ・公表(省略可能な場合あり)	
2	目標地図の素案作成を農業委員会に依頼	
3	地域計画(案)を作成し、地域単位での説明会を実施	
4	意見を反映させた地域計画(案)を策定検討会で協議し、市に報告	
5	地域計画の策定・公告	

(3) 匝瑳市における地域計画

- ①策定エリアは現在の人・農地プランを土台とし、<u>12エリアを想定。</u> ※椿エリアは、千葉県から重点サポート地区に設定されており、他エリアより 先行して策定する予定。
- ②令和5年度は、千葉県が実施する話合いのためのコーディネートや助言等を行う専門家派遣を活用し、計画策定を進める。

(4) 懸念事項について

- ①目標地図(素案)作成に係るシステム構築の遅れ
- ②計画策定後の農地法3条による権利設定関係について

協議事項2 今後の策定スケジュールについて 資料2を参照。